

## 『新しい社会科地図』の記述内容に関する再質問状

御社発行の中学校用『新しい社会科地図』の内容に関する私どもの質問に対し、七月十九日付にてご返答をお送りいただきました。しかし、歴史事実としてあやふやなところが少なくなく、見解の相違とも言えない到底納得しがたい内容でしたので、以下にその問題点を列挙いたします。

### 【問題点1】『世界の国一覽表』における台湾の取扱いについて

まず、御社からの「返答」には「台湾は独立国家として扱われておりません。対外関係、すなわち国名を含めた領土・領域の記載につきましては、こうした書を含めて日本政府の見解に基づいて取扱っております」とあり、それが『新しい社会科地図』で台湾を中華人民共和国の領土とした理由の一斑だと記しています。

確かに、ここで触れられている「こうした書」すなわち外務省編集協力になる『世界の国一覽表』において、台湾は独立国家として扱われているのではなく、「その他の主な地域」の項に掲載されています。しかし、その「領有ないし保護などの関係にある国」の欄には日中共同声明の一文が記されているだけで、どこにも中華人民共和国が台湾を「領有」や「保護」をしていると記されていません。

それは、台湾の次に掲載されている「ホンコン（香港）特別行政区」や「マカオ（澳門）特別行政区」における「領有ないし保護などの関係にある国」の記述と比べてみれば一目瞭然です。

そこには『「一国二制度」による自治が認められた中国のホンコン特別行政区』『「一国二制度」による自治が認められた中国のマカオ特別行政区』とあり、香港やマカオが中国、即ち中華人民共和国の領土であることを明記しています。もし御社が主張するように、台湾が中華人民共和国の領土だとしたら、なぜ香港やマカオと同じように記述しないのでしょうか。この記述と台湾のそれを対比してみれば、台湾が中国領でないことはあまりにも明瞭なことであり、異論を差し挟む余地はありません。

ましてや、当時、日中共同声明に署名して帰国した大平正芳外相は、自民党両院議員総会の場で、次のように明言していました。

「台湾の領土の帰属の問題で、中国側は中国の領土の不可分の一部と主張し、日本側はそれに対して『理解し、尊重する』とし、承認する立場をとらなかつた。つまり従来の自民党政府の態度をそのまま書き込んだわけで、日中両国が永久に一致できない立場をここに表した」

このように、日中共同声明において日本は台湾を自国領とする中国の主張を承認しなかつたことは明らかであり、今もその姿勢にいささかの变化もありません。

しかしながら、御社からの「返答」は『世界の国一覽表』以外にどのような「日本政府の見解に基づいて取扱って」いるのかを明記していないため、さっぱり要領を得ません。さらに、一地域が独立国家として扱われていないことを理由として、なぜ

他国の領土に編入されてしまうのか、これまた理解し難いことであり、このような措置にはまったく整合性がありません。

従って、台湾が『世界の国一覽表』において独立国家として扱われていないことをもって、中華人民共和国の領土だとするのは、解釈や見解などの違いではなく、明らかな誤りです。

## 【問題点2】「一九四五 中国へ返還」記述に関して

次に、質問状において、台湾について「一九四五 中国へ返還」は重大な誤りと指摘したことに對し、御社の「返答」では次のような「編集上の考え」を述べられています（返答の中の年月日は算用数字表記）。

「なお、台湾と日本との第二次世界大戦終了後のかかわりにつきましては、以下の二点をふまえて記載いたしております。一つは昭和二十年八月に受諾したポツダム宣言でございます。ここには『カイロ宣言の条項は履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし』と記されており、もう一点は、昭和二十年十月二十五日に台北において当時の台湾総督らが署名しました降伏文書でございます。これ以降、台湾は事実上日本領でなくなっております。」

昭和二十年の段階で台湾は「法的には日本領だった」という当方の指摘に對し、「事実上日本領でなくなっております」と述べ、恐らくこれをもって「中国への返還」が行われたとする見解のようです。

実は、「中国への返還」があつたと強弁する中華人民共和国も、常にこのカイロ宣言（あるいはポツダム宣言）と台北における降伏文書への署名をその法的根拠として挙げています。御社の見解と中華人民共和国とのそれとがほぼ一致するのは果たして単なる偶然なのでしょうか。そこで、御社と中華人民共和国が一致する見解の誤りについて明らかにいたします。

(一)「返答」にはなぜか触れられていませんが、周知のようにカイロ宣言（あるいはポツダム宣言）は「日本国が清国人より盗取したる」台湾及び澎湖島の中華民国への「返還」を謳ったもので、それが日本に對して拘束力を持つようになるのは、実際には昭和二十年九月二日、米艦ミズリー号上で日本が「降伏文書」に署名した時点からです。

しかし、日本が「返還」を誓ったからといって、その即時実施が求められたわけではなく、それが実施されないうまま、日本はサンフランシスコ講和条約を締結し、台湾を中国に「返還」することなく、それに関する主権を放棄したというのが歴史の経緯です。この新たな取り極めに抵触する「降伏文書」における規定が、講和条約をもって無効になるのは国際法の常識です。

(二)次に、台北での「降伏文書」ですが、「返還」が実施されなかつた事実を覆い隠すため、中華人民共和国が常に法的根拠として持ち出してくるのがこの「降伏文書」です。しかし、これは「返還」の法的根拠などにはなり得ません。

なぜなら、この文書は九月二日、日本が「降伏文書」に署名した直後に出された連合国軍最高司令官マッカーサーによる「中国（満州を除く）台湾及び北緯十六度以北の仏領インドシナにある日本国の先任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は蒋介石総統に降伏すべし」との一般命令第一号の――A項に基づき、中華民国が任命した陳儀・台湾省行政長官兼警備總司令が安藤利吉・台湾總督兼第十方面軍司令官に交付したものにすぎないからです。

だが陳儀はこのとき、日本の軍隊の降伏を受けるだけにとどまらず、「台湾、澎湖列島の領土人民に対する統治権、軍政施設ならびに資産を接収する」という越権的な行政長官第一号命令を発し、安藤總督はその命令受領証において「本命令および以後の一切の命令、規定、指示に対し、本官および本官が属し、あるいは代表する各機関、部隊の全官兵は、それを完全に執行する責任を負う」として署名しています。そして陳儀はこの式典直後、ラジオ放送を通じて台湾が正式に中華民国の版図に入ったことを声明しています。

しかし、この陳儀の声明は、マッカーサーの一般命令第一号から逸脱し、台湾を戦利品にしようという中華民国の計画によるものであり、実態は単なる「行政権の移譲」にすぎません。

というのは、中華民国が台湾における日本の投降代表に指定したに過ぎない安藤總督が中華民国側の「統治権の接収」に従うことを約束したからといって、それだけで領土という主権の変更が行われたなど、国際法の常識からはとうてい考えられないことだからです。また、この場合の統治権とは単に行政権を意味するもので、日本の台湾總督府が台湾を接収した中華民国台湾行政長官公署への行政権の引き渡しと考えるのが妥当であり、決して「返還」ではありませんでした。

もしこれを「返還」と認めるならば、なぜ日本は台湾などを放棄すると謳ったサンフランシスコ講和条約に署名したのか、合理的説明がつかなくなります。講和条約締結の時点まで、法的に台湾が日本の領土と認められていたからこそ「放棄」が成立するのです。「返還」した領土を「放棄」することなどありえません。

以上のことから結論を申せば、日本はサンフランシスコ講和条約に基づいて台湾を放棄しただけであり、一九四五年に「中国への返還」は行っていません。それは同条約の締結国であるアメリカやイギリスなど連合国の見解であるだけでなく、実は中華民国ですら日華平和条約を通じ、その取り極めを承認しているのです。

それでも中華民国は自らの台湾統治を正当化すべく、そして中華人民共和国もまた中華民国の承継国家として台湾を手中に収めるべく、これまで「一九四五年の中国への返還」を歴史事実であるかのごとく宣伝してきた、いわば一種のプロパガンダなのです。

従って、日本の子供たちが使用する地図帳で、台湾について「一九四五 中国へ返還」と記述することは重大な誤りです。

もしこの地図帳を使っている生徒から「台湾の人々は中華人民共和国の旅券で日本に入国することになっているのですか」とか「日本人が台湾に行く場合、中華人民共

和国のビザを取得して行かなければならないのですか」という質問があった場合、御社はいったいどのように答えられるのでしょうか。

以上、いささか長くなりましたが「返答」の問題点を指摘しました。

そこで、再度質問を繰り返さざるを得ませんので最後に掲載いたします。全国の中学生に対し、重大な責任を有する教科書会社として、ぜひ正面からお答え下さい。

一、『新しい社会科地図』は、日本人の中学生が使用する教科書でありながら、現実も日本政府の見解も無視して、あえて中華人民共和国の主張を組み入れた資料を使用することで、台湾を中華人民共和国の領土と表記するのは、いったいどのような理由からでしょうか。

二、中学校学習指導要領では、「地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる」とを求めています。その点で、台湾を中華人民共和国の領土と表記することは「世界の地域構成を大観」することを妨げることになりますので、明らかにこれに違反しています。来年の供給本ではこれらの誤りを訂正する意思はありますか。

私どもの指摘を受け入れ、この上は速やかに誤りを訂正し、来年の供給本において正しい記述を掲載していただくことを切に望みます。もし、指摘を受け入れられないのであれば、なぜ受け入れられないのか、速やかにその理由をご回答のほどお願いいたします。

尚、先の質問の折もご了承いただきましたが、今般もまた再質問状並びにご回答は公開とさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

平成十七年八月三十日

日本李登輝友の会『日台共栄』編集部

編集長 柚原 正敬

東京書籍株式会社

編集局社会編集部 福田行高様